

自治基本条例案 反対討論

政和会代表して、議案第36号小平市自治基本条例に反対の立場から討論します。

初めに、多くの時間をかけて自治基本条例案の作成にたずさわった方々には、多種多様なご意見を最大公約数的にまとめられたことに対して敬意を表します。そのご努力は多といたうえて、政和会として、あるいは二元代表制の一員であり多くの市民から付託を受けた責任ある立場の議員として、この条例案をより小平市にふさわしく、より条例としての体裁を整えたものにするため、18回の特別委員会における審議を含め、さらに多くの時間と多方面の意見等を集約して修正案を提出いたしました。12月14日に行われた19回目の最後の自治基本条例特別委員会において、残念ながら否決をされました。また、これに先立ち、11月20日に行われた総括質疑においても、市長は政和会の建設的提案をまじえた50の質問に対し、ことごとくノーのお答えをなされました。これらも踏まえ、政和会は、この自治基本条例案では、残念ながら賛成できないということで、その理由を順次申し述べさせていただきます。

第1の理由は、この条例でいう自治の基本理念は、理念の意味である「めざすべき最高の概念」というよりは、むしろ基本的な原則を定めたものにすぎないということです。「市政を議会及び市長に信託する」「市民は協力して積極的にまちづくりに取り組む」「公正かつ誠実に市政を運営する」という3つが自治の基本理念だとしたら、わざわざ条例にする必要もないと思われるくらいです。政和会は、この条文を「自治の基本原則とその遵守」を表すように修正することを提案しましたが、受け入れられなかったことは残念に思っています。

第2の理由は、この種の理念的原則だけを規定する基本条例を、市町村が個々ばらばらに制定するよりも、現行地方自治法を抜本的に見直し、地域主権を確立し、自主自律的にまちづくりを行える仕組みを「地方自治基本法」として制定し、その法的根拠のもとに各市町村が、それぞれのまちづくりを進めるにあたり、必要ならばそのまちに合わせた形の自治基本条例のようなものを制定するのが望ましいと考えるからであります。同じ地域の三鷹市や国分寺市などと小平市で自治の基本理念が別々になること自体、不自然と言わざるを得ません。

第3の理由は、この条例案に数多くみられる言葉の定義や文法上及び表現上のあいまいさであります。すべて総括質疑で指摘させていただいたように、例えば「市」を「議会及び執行機関」と定義したためにおこる表現上の混乱、「市民」を「市民」と「市民等」と分け、徹底しなかったことによる混乱、主語述語、修飾語の関係性のあいまいさなどが多数ありました。このことは、審査の中でも政和会以外の何人もの委員が「文章が不自然」「文章のつながりがわかりにくい」「重なりは検討してもいい」「文章の座りとしてもいかがか」など発言されています。条例という法的文章は、異なる解釈ができることによる混乱が生じないものにすべきことは言うまでもありません。さらに、他のすでにある条例と言葉の整合性が取れていないことも明らかになりました。他の条例では「できる」規定、この条例では「ねばならない」規定では、混乱してしまいます。それらを丁寧に総括質疑で指摘させていただき、再考を求めました。また、これらについて政和会は修正案として提案させていただきましたが、まったく聞く耳をもたなかったのは、議会軽視にもつながるものではないかと指摘しておきます。

第4の理由は、条例案で使用する言葉の問題です。例えば、市民の会議の案では、自治に関する基本的な条例にふさわしい文体、できるだけ市民にもわかりやすい平易な言葉ということで「ですます調」となっていました。先週（12月8日）、政府は閣議で障害者支援の法整備について議論する「障がい者制度改革推進本部」を設置することを決め、同本部では、法令で使われている「障害」という表記の「害」に否定的な意味があることから、「障がい」という表記に改めることなどを検討。推進本部の名称も害をひらがなのがいとしました。との報道がなされました。今回の条例案では、このことも議論になりました。政和会の修正案では、この害という漢字をがいの平仮名表記を提案しましたが、このような象徴的な言葉の修正1つに対しても頑なに拒否をするのはなぜなのか分かりませんでした。

第5の理由は、条例案全体の姿、構成の問題です。前文には環境や文化をまもること、命を大切にすることを育むこと、平和の実現に尽くすこと等がうたわれているにも関わらず、このような基本的、理念的事柄が条文に何ら反映されていないことです。また、男女共同参画社会の形成に何ら異議を唱えるものではありませんが、前文で触れられていない男女共同参画社会の形成の推進のみが条文化され、これのみが努力義務としてかけられているのも、他の委員からも指摘があったように、条文の全体構成を見た場合、不自然ではないかということです。また、職員の能力向上に関する条文が3回も出てくるのも構成の問題だと指摘いたしました。修正案では2つにまとめ、条文を一つ減らし、分かりやすくしましたが、これらの建設的な修正も無視されてしまい、残念です。

第6の理由は、この条例案づくりに約7000万円もの巨費が投じられたことであります。その多くが人件費であるとはいえ、他市の条例と同じような内容を持つこの種の条例に、マニフェストで約束した数十万円とは全くかけ離れた巨費を投じる必然性があったのか疑問と言わざるを得ないところであります。多くの市民の無償の努力と相反するように、巨額の税の投入という結果になったことは、この作り方の是非を一貫して主張してきた政和会として、誠に残念であります。

第7の理由は、この条例案では、市民と市民等とわざわざ定義を分けていながら、市政を議会及び市長に信託していない市民以外の市民等が自由に市政に参加し、知る権利を有し、まちづくり活動を行うことができるとしているのは、住民自治の観点から明らかに行き過ぎであると考えるからです。この点は審議の中で大きな論点となりましたが、小平市の住民として当然主張しておくべきこととだと確信しています。今後、条例の解釈により生ずるかもしれない、いらぬ混乱や住民への不利益が及ばないことを願うしかありません。

第8の理由は、この条例案には、市民が参加するには当然参加に伴う責任があるにもかかわらず、明確な責務規定がないことです。また、法人等の社会的責任のみを規定しているのも、偏りがあると指摘いたしました。政和会として、まちづくり活動における市民等の責務を規定する条文を加える修正案を提出したにも関わらず、このこともまったく聞く耳を持っていただけませんでした。

第9の理由は、市長の市民の会議での言動から、この条例を提案する前から、市長はより進化した形の自治基本条例づくりを意図しているふしがあることです。議会が審査する前から次の条例に思いをはせ、とりあえず今回のは早くつくってしまえばいいということであれば、この議会での審議は一体どのような意味を持つのでしょうか。議会軽視につながる問題だということを描いたします。

第10の理由は、市長と政治的立場を同じくする与党会派とも呼ばれる会派の委員の方々の審議への参加が十分とは言えなかったことです。19回に及ぶ審議中、初めのうちはほとんど発言も無かった委員の終盤になってからの発言は、市長の側にたって、早く決着をつけたいがためのものだけでした。いくらいわゆる与党会派だと言え、この条例案に疑問点や確認すべき点、もうすこしこうの方がいいのではないかという点などがまったくないというわけではないでしょう。あるいは、第一次骨子案から第二次骨子案への大きな変化に不満な点はなかったのでしょうか。「すこしいびつな条例」とまで言ったものをなぜもっと良くしようとしなのでしょう。議員として、委員として出席している以上、積極的に議論に参加しなければ、二代表制を構成する一方の機関である議会が、市長に盲従する単なる下請け機関におちてしまう危険性すらあるとあえて苦言を呈しておきます。特に議会に関することは、議員が議論して修正すべき内容を含んでおり、議会の意思を示す絶好のチャンスでもありました。政和会はこの部分においても、きちんと修正案を提出いたしましたが、賛同が得られず誠に残念です。

第11の理由は、すでに終わったことと言え、小平市の自治の基本を定めるという条例案作成を全員公募で、市民でない人を含む市以外の任意の組織に委ねたことであります。参加された市民の方々を非難するつもりは毛頭ありませんが、この種の条例は、市長が責任を果たせる範囲で提案し、つくるべきものと考えます。政和会はこのことも一貫して主張してきました。自治する気風の醸成は、長い自治の実践の積み重ねと、その必要性から生み出されるものであり、議論したから生まれるというものではないことも事実なのであります。

最後に第12の理由として、この条例の提案者としての問題を指摘させていただきます。条例の前文に「互いの人権を尊重し、違いを認め合い」と掲げられている理念を、市長自ら実践せず、公然と人権を無視する態度についてです。市長は去る10月1日に行われた市制施行47周年式典において、当然、特別功労賞を授与されるべき前教育長への表彰を、正式な表彰審査機関である小平市表彰等審査会の審査を経ることなく、担当副市長との協議のみで現時点では不適当と決定しました。その理由は、「市制功労者は、公の席等で特別の待遇を受けるいわば市の顔であるから、前教育長への受賞は相応しくない」というものでした。一方で、前教育長の業績は評価しながら、他方では一生懸命にそれこそ寝食を忘れて小平の教育に尽くし、その職責を全うした方を、石を持って追うようなことを平気とする市長には、人権を語る資格等ないも同然です。市長は、誇りと人格を深く傷つけられた人の痛みをまったく理解していません。政和会として、この自治基本条例を制定する意義はそれほどあるとは考えていませんが、制定されれば、自治の基本理念の一角を構成するという、この条例案第2条第2項にある「市長は、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に市政を運営するものとする」という規定の全く逆をいく

行為を市長はしているのだと言わざるを得ません。市長自らが守ろうとしない自治基本条例をつくること自体、自己矛盾ではないでしょうか。また、この件についての政和会の質問にたいしても「公開すると受賞を不相当とした理由が、本人にとって不利益な情報になるから」と回答を拒否する担当副市長の態度は、自らが本人にとって不利益になることをしておきながら、なんという言い訳なのでしょう。個人情報保護は、こういうときの言い訳に使うものなのでしょう。条例にいくら良いことをうたっても、実践する立場の人がこのようでは何もなりません。このような他人の人格や名誉を傷つける行為を平気とする市長に、この条例を制定する資格などないといっても過言ではないと申し上げておきます。

以上、本議案に賛成できない理由を長々と申し述べてまいりました。おそらく、私どものこの熟慮を重ね申し上げた討論もみなさんの心に響くことなく、この後の採決で可決されるであろうこの条例ですが、自明の理念と地方自治法をはじめとした現行法や条例・規則・要綱などの内容を確認的に規定した条例であり、市のほかの条例との優越関係はありません。しかし、基本と名のつく以上、ある種の規範性が生じるのも事実でしょう。しかしながら、この条例は、あくまで理念条例であり、一般市民の生活を何ら規制するものではないこと、規律なき自由はないこと、参加には責任を伴うこと、権利と義務は裏腹の関係にあることを確認するとともに、この条例は全会一致で決まったものではなく、今後も政和会としてこの条例制定後の市政運営を注視していくことを申し述べ、反対の討論といたします。